平成２５年（フ）第２１１９号
東京都羽村市緑ヶ丘５丁目10―14―203
債務者　西山　隆広
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樫尾わかな
4　破産債権の届出期間　平成25年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１４０号
埼玉県所沢市大字下安松183―28
債務者　杉山　純一
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　隆行
4　破産債権の届出期間　平成25年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１７号
東京都杉並区浜田山１丁目８－８
債務者　染谷　和夫
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　設樂雄一郎
4　破産債権の届出期間　平成25年４月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１７０号
千葉県松戸市横須賀２丁目７―10―101
債務者　塚田　順子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　智寛
4　破産債権の届出期間　平成25年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月11日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９１３号
神奈川県横浜市都筑区北山田７丁目４－４－1001
債務者　大浦　美也
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀江　良太
4　破産債権の届出期間　平成25年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０１７号
千葉県白井市桜台２丁目17－５－405
債務者　森原　光惠
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　浩司
4　破産債権の届出期間　平成25年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１２９号
千葉県山武郡九十九里町粟生740―２
債務者　塩澤　寛美
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越谷　哲成
4　破産債権の届出期間　平成25年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２号
北海道赤平市大町１丁目３番地
債務者　井内ゆかり
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第９号
北海道砂川市宮城の沢９番地８
債務者　辻本　里子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
群馬県邑楽郡大泉町坂田３丁目12番１号　セタガヤコーポⅡ―205号
債務者　久志　　操（旧姓蓑島）
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第７０９号
神奈川県愛甲郡愛川町田代615番地の１
債務者　大澤　園子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４９号
神奈川県中郡二宮町二宮97番地　マンション西向浜104号
債務者　北原美由紀（旧姓荻原）
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６２号
神奈川県平塚市公所444番地の５、前住所神奈川県平塚市南金目861番地の５
債務者　竹内　光一
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６９号
神奈川県平塚市高村203番地　高村団地１―106、前住所神奈川県平塚市高村203番地　高村団地16―502
債務者　諸石　武士
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第８１号
神奈川県小田原市中里194番地の６　フジハイツ101
債務者　髙橋　　舞（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第８７号
神奈川県中郡二宮町百合が丘３丁目21番９号12
債務者　天利　正和
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部